

<マイナンバーカードの代理人による受取について>

代理人による受取は、お受けできる条件が定められています。

(15歳未満の子の場合も、原則として本人（および法定代理人）の来庁が必要です。）

以下の「受取が可能なケース」に当てはまる場合には、下記をご確認いただき、

必要書類をご用意のうえ、事前のご予約をお願いします。

○ 代理人による受取が可能なケース

■ 高校生、高専生、中学生、小学生、未就学児

■ 75歳以上の高齢者で外出が困難な方

■ 長期入院者

■ 障がい者

■ 社会的参加を拒否し、長期にわたり家庭に留まる状態にある場合

■ 妊婦

■ 施設入所者

■ 成年被後見人、被保佐人、被補助人

■ 要介護認定者、要支援認定者

✗ お受けできないケース

■ 仕事、一時的な怪我や入院 等

持ち物一覧

【全員必須】

① 本人確認書類（本人分と代理人分）

② 来庁困難を証明する書類

③ 交付通知書

【該当の方のみ】

④ 代理権の確認書類

⑤ 通知カード、住民基本台帳カード、

マイナンバーカード

① 本人確認書類（本人分と代理人分）※必須

本人の本人確認書類

右表から以下のいずれかの組み合わせ

ア 1点確認書類から2つ

イ 1点確認書類1つ + 2点確認書類1つ

ウ 2点確認書類から3つ（写真付1つ以上）（★）

（★）本人の写真付本人確認書類を用意できない場合は、別紙「顔写真証明書」についてもご確認ください。

代理人の本人確認書類

右表から以下のいずれかの組み合わせ

ア 1点確認書類から2つ

イ 1点確認書類1つ + 2点確認書類1つ

1点確認書類

住民基本台帳カード（写真付）、個人番号カード、旅券、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード（写真付）、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可書

2点確認書類

（「氏名+生年月日」か「氏名+住所」の記載が必須）

健康保険証、介護保険証、（特別）児童扶養手当証書、年金手帳（年金証書、基礎年金番号通知書）、各種医療証、母子健康手帳、障害福祉サービス受給者証、預金通帳、社員証、学生証、診察券、生活保護受給者証、在留カード（写真無）、特別永住者証明書（写真無）

② 来庁困難を証明する書類 ※必須

来庁困難な理由

中学生以下

生年月日が確認できる本人確認書類

高校生、高専生

学生証、在学証明書

75歳以上の高齢者

「生年月日ありの本人確認書類」+交付通知書の余白に「外出困難」と記入

長期入院者

診断書、入院診療計画書、入院が確認できる領収書、診療明細書

施設入所者

施設に入所している事実を証する書類（施設が発行）

障害者

介護保険被保険者証、認定結果通知書

要介護・要支援認定者

障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証書

妊婦

母子健康手帳、妊婦検診の受診の領収書、受診券

成年被後見人、被保佐人、被補助人

登記事項証明書

社会的参加を回避し、家庭にとどまる状態 公的支援機関の職員と当該機関の長が作成する「顔写真証明書」

上記のほか、（★）顔写真証明書を用意できる方は来庁困難を証明する書類が不要になる場合があります。

③ 交付通知書（回答書兼委任状）

※必須

	本人が15歳以上の場合	本人が15歳未満 または 成年被後見人・被保佐人・被補助人
記入	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本人が記入 ■ 代理人が記入(本人が署名できない理由がある場合に限る) 本人の意思を確認したうえで代理人による記名押印が可能。 ただし、交付通知書余白に署名できない理由の記入が必須。 (例) 手が不自由なため自署不可 	■ 法定代理人が記入
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 暗証番号は、目隠しシールや封緘等、 見えない状態で持参してください。 	■ 本人が記入できる場合でも 法定代理人が記入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 旧様式の交付通知書をお持ちの方で、マイナンバーカードの暗証番号の設定を希望しない方は、 交付通知書の余白に「いずれの暗証番号も設定しない」ことを記入してください。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付通知書記入時に、「いずれの暗証番号も設定しない」とした場合は、 別紙「顔認証マイナンバーカードのご案内」を必ずご確認ください。 	

本人 記入見本	代理人 記入見本	法定代理人 記入見本

④ 代理権の確認書類（以下のうちいずれか） ※該当の方のみ

本人が	15歳未満	戸籍謄本（本人が代理人と同一世帯の場合は不要）
	成年被後見人、被保佐人、被補助人	登記事項証明書

⑤ 通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード ※該当の方のみ

通知カード	お持ちの方は返納が必要。なければ紛失届で対応。
住民基本台帳カード	
マイナンバーカード	すでに交付済のカードがある方は、旧カードの返納が必要。 返納できない場合、再交付手数料が必要となる可能性あり。

【お問合せ先】文京区マイナンバーカードコールセンター

☎ 03-5803-1666

【開設日】月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く) 【開設時間】午前8時30分から午後5時まで